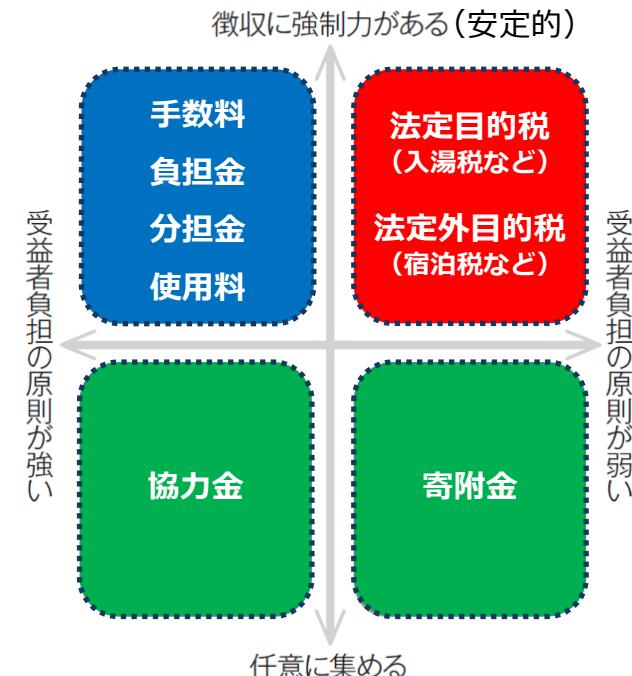


# 1. 安定財源の候補について

意見交換会（第2回）でお示しした財源の候補は、下記のとおりです。

種類	内容		事例
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理手数料</li> <li>住民票発行手数料</li> </ul>
負担金 分担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から、受益の限度の範囲で徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>重要文化的景観整備事業分担金</li> </ul>
使用料	行政財産の使用や公の施設の利用の際に徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>観光施設入場料</li> <li>温泉使用料</li> </ul>
協力金 寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税</li> <li>クラウドファンディング</li> </ul>
地方税 (目的税)	法定目的税	地方税法上、地方公共団体が「課するもの」と規定されている税	<ul style="list-style-type: none"> <li>入湯税</li> <li>事業所税</li> <li>都市計画税</li> </ul>
	法定外目的税	条例で定めて新設可 新設には総務大臣の同意が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊税</li> <li>乗鞍環境保全税</li> </ul>

図② 日本で利用できる観光振興のための財源獲得手法



注：協力金と寄附金に関しては厳密な区別なく使われることが多いが、協力金の場合は受益者負担の原則とうい考え方の使途を明確にする傾向が高いため、図のような整理を行った

手数料・負担金・分担金・使用料に関しては、役務や使用の対価であったりなど、受益者負担の原則が強い。  
協力金・寄附金については徴収の強制力が無く、安定性に欠ける。**⇒地方税に絞って検討すべき。**

## 2. 地方税の候補について

地方税(目的税)の中で、下記のような候補が考えられます。

種類	税目(事例)	内容	
法定 目的税	入湯税	温泉利用時に支払う税。すでに大津市で徴収している。環境衛生施設や消防施設の整備あるいは観光の振興などに要する費用に充てることとされる。	すでに導入しているため、税率引き上げの検討となる。
	事業所税、 都市計画税など	すでに大津市で徴収し、都市インフラの整備など、観光以外の目的で活用されている。	観光以外の目的が定められており、検討できない。
法定外 目的税	宿泊税	宿泊した際に支払う税。 14の自治体で導入済み、28の自治体で導入決定済み。	多くの自治体で導入されており、検討する必要がある。
	宮島訪問税(廿日市市) 環境協力税(沖縄県伊是名村他2村) 富士山保全協力金(山梨県/静岡県)	特定のエリアに進入した際に支払う税。 特定エリアの環境美化や観光客受入に活用されている。 島や山など進入経路が限られ、かつエリア内の居住者との区別がつけられることが必要になる。	市全域の進入管理は困難。 また特定エリアに絞る場合、受益者負担の観点から、使途が限定され、観光振興広汎に活用することは難しい。
	乗鞍環境保全税(岐阜県) 歴史と文化の環境税(太宰府市)	特定の駐車場利用者に対してかかる税。 特定エリアの環境美化のために活用されている。 大規模な観光施設と駐車場が共にある場合に成立するが、受益者が限定される使用料に近い側面がある。	本市の特性に合わせた税を引き続き考える必要があるが、次頁のとおり、観光か日常生活利用かの判断が難しいものが多い。
	その他 遊漁税(富士河口湖町) 別荘等所有税(熱海市)	地域の特性に合わせた新しい税。	

### 3. 課税対象となり得る観光行動について

下記のとおり、観光行動別に、法定外目的税の課税対象となり得るかを検討する必要があります。

観光行動	課税対象者の把握
交通機関利用 (鉄道/バス/タクシー等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・課税対象となる行動が行政区域内で完結しないため、賦課が困難</li><li>・特に駐車場に関しては、市内の駐車場（公共/民間、有料/無料）を把握が困難</li><li>・観光利用か日常生活利用かの区別が不明確</li></ul>
駐車場利用	
観光施設利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・「観光施設」を定義することが現実的でなく、課税客体の把握が困難</li><li>・「飲食店」については数が多く、課税客体の把握が困難</li><li>・観光利用か日常生活利用かの区別が不明確</li></ul>
飲食	
お土産購入	<ul style="list-style-type: none"><li>・「お土産」「体験」を定義することが現実的でなく、課税客体の把握が困難</li><li>・観光利用か日常生活利用かの区別が不明確</li></ul>
体験	
宿泊	<ul style="list-style-type: none"><li>・定義が明確で、範囲が確定できる。</li><li>・他の行動に比べて、日常生活での利用が少ない</li></ul>
温泉入浴	

宿泊・温泉入浴以外については、観光目的と日常生活利用との区別が不明確、または定義することが現実的でないことから、課税の公平性の観点から賦課が困難であり、観光振興のための安定財源としては検討が難しい面がある。

一方で、宿泊と温泉入浴に関しては、定義が明確であり、他の行動に比べて日常生活利用も少なく、観光振興のための安定財源として検討し得る。

## 4. 入湯税の引き上げと宿泊税導入の比較

入湯税の引き上げと宿泊税導入の比較については、下記のとおりです。

項目	入湯税の引き上げ（イメージ）	宿泊税の導入（イメージ）
税制	法定目的税（地方税法）	法定外目的税（例：●●市宿泊税条例）
目的	国が定めている：環境衛生施設、鉱泉源保護管理施設、消防施設の整備あるいは観光の振興	市が定める：（例）市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進し、持続的な観光振興を図るなど
課税対象者	温泉入浴施設19件の利用者（現状）	宿泊施設260件(旅館業法189件、住宅宿泊事業法71件)の宿泊者
財源の規模	■現状 税率：宿泊150円、日帰り50円/人 令和6年度8,478万円の歳入  ⇒財源規模は、観光費約5億円の17%にあたる。	■想定（イメージ） 例えば、税率200円/泊(他自治体と同水準)の場合、 令和6年度実績1,125千人泊で約2億2,500万円の歳入  ⇒財源規模は、観光費約5億円の45%にあたる。
その他	大津市市税条例の入湯税の税率を改正することで実現が可能。（総務省の同意は不要）	宿泊税の条例を新設し、総務省の同意を得る必要がある。

観光振興のための安定財源として、課税客体が明確であり、課税対象者が出来るだけ広範囲にわたり、かつ観光費に対して一定の財源規模が想定される「宿泊税」を第一候補として検討する必要があると考える。